

千葉県幕張新都心若葉住宅地区新設小学校開校準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 幕張新都心若葉住宅地区新設小学校（以下「新設校」という。）の開校に向けた準備を円滑に推進することを目的とし、幕張新都心若葉住宅地区新設小学校開校準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 準備委員会は、次の各号に掲げる事項について、協議、検討する。

- (1) 新設校の開校準備に関すること。
- (2) その他新設校の開校に関し必要なこと。

(構成及び任期)

第3条 準備委員会は、別表の所属等の長が推薦する者を委員として構成する。

- 2 委員の任期は、新設校の開校までとする。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 準備委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、教育委員会事務局教育総務部企画課長をもって充てる。

(会議)

第5条 準備委員会は、委員長が招集し、議長となり会議を主宰する。

- 2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第6条 準備委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務部企画課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に必要な事項は、教育委員会事務局教育総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

別表

【千葉市幕張新都心若葉住宅地区新設小学校開校準備委員会】

No	区分	所 属 等		備 考
1	教育委員会事務局	教育総務部	総務課	
2			企画課	事務局
3			教育職員課	
4			教育給与課	
5			学校施設課	
6		学校教育部	学事課	
7			教育改革推進課	
8			教育指導課	
9			教育支援課	
10			保健体育課	
11			教育センター	
12			養護教育センター	
13		生涯学習部	生涯学習振興課	